

## 災害時の区立施設の応急対策業務に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区電設防災協力会・江戸川区機械設備防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における区立施設の応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、江戸川区の地域に災害が発生した場合に、乙が行う協力に、甲が必要事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対し業務の遂行に必要な人員及び資機材の提供を要請することができる。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、直ちに出勤して区立施設に対し災害応急対策業務を行うほか、特別の理由がない限り甲に対し災害応急対策業務の遂行に必要な資機材等を提供する。

### （業務の内容）

第4条 第1条に規定する災害応急対策業務とは、次の業務をいう。

- (1) 区立施設の応急復旧及び修繕に関すること。
- (2) 避難所等の応急整備に関すること。
- (3) その他、甲が必要と認める業務。

### （業務の実施及び報告）

第5条 乙は、第4条に規定する業務を行うときは、事前に甲と協議し、その指示に従う。

第6条 乙は、前項により実施した業務が終了したときは、その内容を甲に報告する。

### （費用弁償）

第7条 甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用及び活動に要した費用を弁償するものとする。

### （損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）に定めるものとする。

### （協定）

第8条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙協議して、別に定めるものとする。

本協定書は5通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

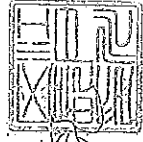
平成13年10月12日

甲 江戸川区

代表者

江戸川区長

田止 光



乙 江戸川区電設防災協力会

代表者

会 長 川 本 心



乙 江戸川区機械設備防災協力会

代表者

会 長 川 本 心



平成 23 年 6 月 10 日

## 証 明 書

所 在 地 東京都江戸川区西瑞江五丁目 4 番 9 号

商号又は名称 桐井電設工業 株式会社

許 可 番 号 国土交通大臣許可（特-22）第 9237 号

代 表 者 名 代表取締役 桐井 昭雄

上記の者は平成 13 年 10 月 12 日付で東京都江戸川区長との間で締結した  
災害時における応急対策業務に関する応急災害協定に基づいて災害応急  
活動等に従事する者であることを証明する。

審査基準日 平成 22 年 3 月 31 日

江戸川区電設防災協力会

会 長 佐々木 重行

